

令和2年度 市・県民税申告のご案内

市税の申告と納税につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
今年も申告の時期になりました。市・県民税の申告は、市が令和元年中の所得に対して令和2年度課税すべき税額を適正に計算するための課税資料として提出していただくものです。次の事項をお読みになり、指定日での申告をお願いいたします。

◎市・県民税の申告受付日程

下記のすべての会場でパソコンを利用しての申告受付となります。
【受付時間】＝午前9時～午前12時 午後1時～午後3時

【市・県民税の申告に関する問い合わせ】
鴻巣市役所税務課 ☎541-1321(内線)2254~2257

とき	申告会場	対象地区(参考)	とき	申告会場	対象地区(参考)
2月21日 金	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台	3月10日 火	箕田公民館	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、稲荷町、赤見台
25日 火		関新田、新井、境、上会下、屈巢	11日 水	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
27日 木	吹上生涯学習センター	吹上、吹上富士見	12日 木	鴻巣市文化センター (クレアこうのす)	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町
28日 金		筑波、吹上本町、大芦、小谷	13日 金		鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、鎌塚、袋、前砂
3月2日 月		南・榎戸	16日 月		加美、宮地、東、天神、神明、逆川
3日 火		榎戸1・2、荊原、北新宿、新宿			
4日 水		鎌塚、袋、前砂			
5日 木	下忍、明用、三町免				
6日 金	田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町			

◎市での確定申告の臨時受付について

すべての会場でパソコンを利用しての申告受付となります。
なお、税務署のe-Tax用のパソコンは、ご用意できません。あらかじめご了承ください。

◆次の①から⑩の申告は、上尾税務署での受付となります。作成済みの申告書類につきましては、受付でお預かりして税務署へ回送いたします。記帳相談は行いませんのでご了承ください。

①青色申告 ②事業所得(営業等・農業)、不動産所得(繰越損失を含む)などの申告 ③土地などの分離・総合譲渡(繰越損失を含む)に関する申告 ④株式及び先物取引などの分離課税(繰越損失を含む)に関する申告 ⑤住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける方の申告 ⑥雑損控除(災害、盗難、横領による損失など)の申告 ⑦過年分の申告 ⑧亡くなられた方の準確定申告 ⑨更正の請求・修正申告 ⑩贈与税・消費税の申告

1 還付申告

給与や年金受給者の方で、医療費控除などで所得税の還付を受けるための申告です。

【受付時間】＝午前9時～午前12時 午後1時～午後3時

とき	申告会場	対象地区
2月13日 木	鴻巣市文化センター	全 地 区
14日 金	(クレアこうのす)	

2 確定申告

【受付時間】＝午前9時～午前12時 午後1時～午後3時

とき	申告会場	対象地区(参考)	とき	申告会場	対象地区(参考)
2月17日 月	鴻巣市文化センター (クレアこうのす)	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神	2月21日 金	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台
18日 火		富士見町、鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、鎌塚、袋、前砂、幸町	25日 火		関新田、新井、境、上会下、屈巢
19日 水		箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稲荷町、赤見台	27日 木	吹上、吹上富士見	
		原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曾根	28日 金	筑波、吹上本町、大芦、小谷	
20日 木		南・榎戸	3月2日 月	吹上生涯学習センター	榎戸1・2、荊原、北新宿、新宿
	鎌塚、袋、前砂	3日 火			
	下忍、明用、三町免	4日 水			
		5日 木			

◆注意
※午前12時から1時間受付を休止します。再開は午後1時からになりますのでご理解のほどお願いいたします。
※混雑時は長時間お待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
※各会場とも駐車場は大変混雑しますので、来場の際は公共交通機関をご利用ください。
※各地区日程で都合のつかない方は、他の会場へお越しください。

◎所得税の申告について

所得税の確定申告(税金を納付する申告)

【会場開設期間】＝2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日・祝日は実施しません。
ただし、2月24日(月)・3月1日(日)に限り開場します。

なお、会場開設期間の相談受付時間は午後4時までとなっております。

【受付場所】上尾税務署(上尾市大字西門前577)

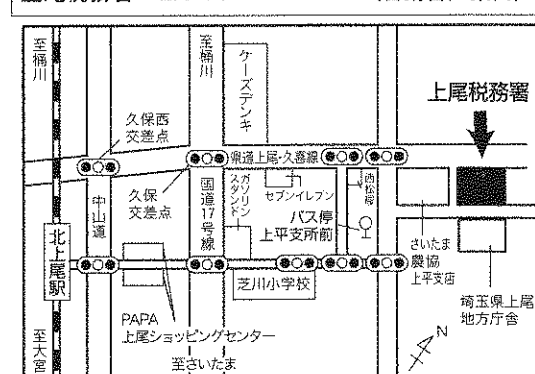
なお、国税庁のホームページ(「国税庁」で検索)の「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書の作成及びe-Taxによる送信(提出)ができます。

上尾税務署略図

☆JR高崎線 北上尾駅東口から徒歩約20分

☆JR高崎線 上尾駅東口から朝日バス(羽貫駅行・伊奈学園行)に乗車し「上平支所前」下車徒歩3分

【確定申告に関する問い合わせ】
上尾税務署 ☎048-770-1800(自動音声案内)



◎市・県民税の申告が必要な方

◇令和2年1月1日現在鴻巣市に住所があり、次の事項に該当する方

- 令和元年中に事業(営業、農業)・不動産等の収入があった方で、所得税の確定申告を必要としない方
所得税は課税されないが、事業収入や不動産収入のある方は市・県民税の申告が必要になります。
- 会社員などで給与所得以外の所得がある方
給与所得以外の所得の合計額が20万円以下でも市・県民税の申告が必要になります。
(所得税では、1ヶ所から給与を受け給与・退職所得以外の所得金額が合計20万円を超える場合や、2ヶ所以上から給与を受け年末調整されなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える場合、原則確定申告が必要です。)
- 会社員などで勤務先から給与支払報告書の提出がない方
勤務先から直接本人に渡されている場合など、市役所に提出がない場合は、申告書と一緒に提出が必要になります。
- 公的年金受給者で所得控除を受ける方
公的年金などの収入金額が400万円以下でも医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの控除を受ける方は、市・県民税の申告が必要になります。
- 前年中に収入のなかった方
申告書の提出がないと、各種証明書が発行できない場合や国民健康保険税の適正な計算ができない場合があります。

◎市・県民税の申告が不要の方

- 所得税の還付・確定申告書を提出する方
確定申告をした場合、市・県民税の申告をしたものとみなされます。
- 会社員などで、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている方
提出された給与支払報告書に変更がない限り、申告書の提出は不要です。
- 収入がなく、市内在住の親族に扶養されていて、扶養している方の申告及び年末調整で扶養親族として申告のある方
福祉・国民健康保険税関係の軽減措置や高額療養費の給付を受ける方は申告が必要です。

◎申告に必要な書類等

<申告者全員が必要>…申告には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。
・「番号確認」(記載された個人番号に誤りがないかの確認)と、「身元確認」(個人番号の正しい持ち主であるかの確認)の、両方の確認書類が必要となります。以下の書類をご持参下さい。

	番号確認	身元確認
確認方法1	マイナンバー(個人番号)カード	
確認方法2	通知カード	運転免許証、健康保険証、パスポート、在留カード、障害者手帳、年金手帳等

・申告者以外の方が申告に来る場合、下記の①、②の両方の書類が必要になります。

- 申告者本人の番号確認書類(マイナンバーカード・通知カード)の写し
 - 申告者本人の身元確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等)の写し
- <その他、該当者が必要な書類>

所得の種類	必要書類	申告書と印	源泉徴収票または支払者の証明及び給与明細書	収支内訳書等	国民年金保険料、生命保険料、医療費等の明細書・領収書等
営業・不動産・農業の方		○		○(作成済みのもの)	○
給与と給与以外の所得がある方		○	○	○(作成済みのもの)	○
給与所得・年金所得の方		○	○		○
無収入の方		○			